

第48号議案

東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、生涯学習センターの施設に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

東京都台東区生涯学習センター条例（平成13年6月台東区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表東京都台東区立男女平等推進プラザの項事業の欄第1号及び第2号中「男女平等」の次に「及び多文化共生」を加え、同欄中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

6 多文化共生の推進に関する活動を行う団体及び個人の支援に関すること。

第2条の表東京都台東区立男女平等推進プラザの項事業の欄中第3号の次に次の1号を加える。

4 外国人の相談に関すること。

第7条第2項中「、マルチメディアルーム」を削る。

別表(1) 東京都台東区立学習館の部マルチメディアルームの項を削る。

付 則

この条例は、台東区教育委員会規則で定める日から施行する。